

会 議 報 告 書

会議名	(仮称) 矢板市まちづくり基本条例策定委員会第1回会議
日 時	平成21年10月1日(木)午後7時00分～8時30分
場 所	市役所 3階 第一委員会室
出席者	市 遠藤市長、只木秘書政策室長、鈴木政策班長 政策班 赤羽主幹、杉山主査、高瀬主任 策定委員 別紙名簿のとおり

1 開 会(政策班 赤羽主幹)

開会及び資料の確認

2 委嘱状交付

策定委員を代表して(荒井委員)に市長より委嘱状を交付

2 あいさつ(市長)

皆様今晚は、今日は夜の会議ということで大変お疲れのところご出席をいただきまして有り難うございました。



ただ今、委嘱状を交付させていただきました。まちづくり基本条例制定までかなりの期間になりますが、皆様のご支援、ご尽力を切にお願い申し上げます。また、日頃から市政全般に渡りご支援・ご協力をいただいていることに対しお礼を申し上げます。

このまちづくり基本条例制定の背景につきまして少しお話しをさせていただきます。

ご案内のとおり、地方分権一括法が施行され、今後これが拡大されてきます。まちづくりにおける土地の利用だとか、或いは福祉、教育の分野で住民の方々のまちづくりへの参加をどうするかが非常に大きな課題になって参ります。それと住民自治の実現をどう進めるか、今後課せられる大きな課題となっていると思っています。住民参加、これが重視される時代がきています。こういうことを通し、市民の思いや願いを実現させていくための仕組みや制度をこれから改めて作成していかなければならない、そういう時代に来ていると私は思っています。

政権与党が掲げているマニフェストの中にも分権改革で地域主権の確立を図ることが盛り込まれています。一番身近な基礎自治体を重視した分権改革を推進して地域主権を確立するということが盛り込まれており、市民と行政がまちづくりのルールについて考えていき、それを条例に盛り込んでいくことが求められていると思っています。

市民と行政がそれぞれの果たすべき役割は何なのか、その責任を明確にして、市民と行政、さらには議会も含めて対等な立場で、お互いの立場を尊重しながらまちづくりを進めていくことが、今後の方向ではないかと思っています。

このようなことからまちづくり基本条例を制定していく必要があると思ひ、この委員会を設置し、皆様のご意見をいただいて条例制定に取り組んでいきたいと思ひます。

今まで条例といいますと大体が行政内部で作成するのが普通であります。今回は皆様のお力添えをいただいて、条例を制定していくこととなります。従って制定の過程というものが非常に重要になってくると思っています。是非それぞれの立場から、それぞれの思いを提言いただいて矢板市のすばらしいまちづくり基本条例が出来ればと思ひます。

そしてそれをどう活かしていくかということがこれから重要になってくると思います。非常に長い期間になりますが是非ご尽力をいただきたいとお願いしまして、開会に当たってのご挨拶といたします。

4 委員紹介

事務局より委員を紹介

只木室長より市の職員の紹介

5 報告事項(説明:赤羽主幹)

- (1)(仮称)矢板市まちづくり基本条例策定委員会の設置について
資料について、説明

6 協議事項

- (1)(仮称)矢板市まちづくり基本条例策定委員会正副会長の選任について
只木室長より説明
会長 三好良重氏 副会長 鈴木英子氏に決定

会長あいさつ(三好会長)

私は、矢板市においてもこの条例が必要であると認識している。市長のマニフェストを拝見し、私も意を強くしたところです。今自分たちのまちは自分たちで何とかしていこうという自治の精神の基に多くの活動が行われており、条例の機が熟していると思います。市民の皆さん、市長さん、また議会の皆さん、職員の皆さんのまちづくりに対する熱い思いが結集し、今後の矢板市のまちづくりの手本となることを心から願います。

また、委員の任期は、実質来年10月まであり、最後までご支援ご協力を賜りますようお願いしまして挨拶とします。



7 説明事項

三好会長が進行

- (1)(仮称)矢板市まちづくり基本条例の策定方針
資料について事務局から説明する。

主な意見

策定委員会の記録は市のホームページ等に掲載してはどうか。また、まちづくり基本条例の学習会などをやってはどうか。パブリックコメントの前に市民と議論するフォーラムなどをやってはどうか。

- (2)今後のスケジュール(案)

資料について事務局より説明し、承認

8 まちづくり基本条例についての意見交換
意見交換前に資料のまちづくり基本条例について事務局より説明



意見交換

主な意見

- ・ 政策過程が大切であり市民を巻き込んでやっていただければありがたい。
- ・ 前文は、矢板の市民顕彰と重複しないという話があったが、前文はある程度事務局で作っていただいたほうがよいのではないか。
- ・ 条例は、やってはいけないものも当然あると思うが、こういう条例がある矢板市に住んでみたいというように、他の地域の人から言われる条例になればいいのではないかと思う。
- ・ 人づくりのまちを目標とするのか、産業のまちをめざすのか、どこに目標をおくのか。
- ・ いろいろな方が出席しているので普段考えていることをワークショップなどで意見をだしてもらいながら作成していったらどうか。
- ・ ここある条例集を見ると、ニセコ町が古く平成12年、大平町が平成16年であり、ここでまちづくり基本条例が出来て、そのまちで何が変わったかが分かれば教えて欲しい。

9 その他

次回の日程について

2回目の日程については、会長と相談の上、決定し連絡することとする。

3回目については12月15日(水)午後7時から市役所3階第1委員会室で開催することで決定

10 閉会 20:30